



きずな

田上町産業まつり

あなたと行政とをむすぶ“情報誌”

第23回 田上町産業まつり



2015
平成27年

11

No.552

田上町でマイホームを!

田上町新婚・子育て世帯向け

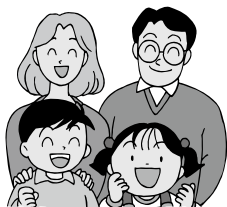
個人住宅取得資金利子補給金交付制度

今年も申請受け付け開始!

この制度は・・・

町に定住してもらうことを促進するために、新婚世帯又は子育て世帯で町内に自ら居住するための住宅を取得した方に、金融機関から借り入れた住宅資金を対象に利子補給金を交付します。なお、利子補給金は、翌年の利子の支払いに充てていただくために支給しています。

対象となる人(世帯)と建物



次の4点全てに該当する人(世帯)

- ①申請日時点で新婚世帯または子育て世帯
- ②田上町に自分が住む家を新築または購入するために、500万円以上の資金を金融機関から5年以上の期間で借り入れた人(世帯)
- ③申請日時点で、対象の建物に既に住んでいて、かつ、町に住民登録をしている人(世帯)
- ④町税などを滞納していない人(世帯)



新築住宅または購入した中古住宅で、次の2つのいずれかに該当する建物

- ①専用住宅…建物全体の床面積が50㎡以上280㎡以下
併用住宅…居住部分の面積が建物全体の床面積の半分以上
- ②この制度による利子補給交付金を受けていない建物

Q. 新婚世帯や子育て世帯ってどんな世帯?

A. 新婚世帯…申請者及びその配偶者のいずれもが満50歳未満で、婚姻届出後5年以内の世帯になります。

子育て世帯…同一世帯に中学校3年生以下の子どもがいる世帯になります。

Q. 同じ世帯で町税等の滞納があった場合は?

A. 申請した人だけでなく、同じ世帯に住む人が滞納している場合も、交付できません。

Q. 対象とならない建物は?

A. 今まで住んでいた建物を壊して建て替えたものや、増築・改築したものは対象になりません。

Q. リフォームの場合は?

A. リフォームは対象となりません。中古住宅を購入する場合、購入契約とは別に行うリフォームも同様です。

Q. 「この制度による利子補給交付金を受けていない建物」とは?

A. 1つの建物に2以上の融資を受けていることです。この場合は、どれか1つの融資が対象となります。金融機関が別かどうかは問いません。

対象となる金融機関・借入と補助



対象となる金融機関

- ①田上町内または加茂市内に本店または支店がある金融機関
- ②①の他、町長が認める金融機関

対象となる借入

- ・平成26年1月1日から平成30年12月31日までの期間に借り入れた5年以上でかつ500万円以上の住宅資金

補助金額

- ・翌年の利子の支払額に対して、最高10万円を5年間交付(最大で総額50万円!)

Q. 町内または加茂市内の金融機関で借り入れないといけませんか?

A. 町内および加茂市内に本店および支店がある金融機関であって、借り入れる本・支店は問いません。

Q. 「町長が認める金融機関」とは、どこになりますか?

A. フラット35の取扱金融機関や地銀・信用金庫・信用組合・JAなどになります。

詳しくは役場総務課までお問い合わせ下さい。

Q. 土地の購入のための借入は対象になりますか?

A. 建物を建てるのに必要な土地の購入であれば、建物分と一緒に借り入れた資金は対象となります。ただし、土地取得のみの借り入れは対象となりません。

Q. 融資の事前実行、つなぎ融資は対象となりますか?

A. 実際に居住してからが対象となります。よって、12/31までに建物が完成しない場合の融資の事前実行、つなぎ融資は、対象となりません。(翌年に申請してください。)

申請期間

平成28年1月31日(消印有効)まで(窓口受付は1月29日午後5時15分まで)

申請方法

下記の提出書類を役場総務課少子化対策推進係へ持参または郵送して下さい。

提出書類

- ・ 田上町新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金
利子補給金交付申請書(様式第1号)
- ・ 個人住宅取得資金貸付証明書(様式第2号)
- ・ 町税等納付(納入)状況確認承諾書
- ・ 金融機関が発行した年末残高証明書の写し
- ・ 住宅資金の償還表の写し
- ・ 住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)
- ・ 戸籍謄本(新婚世帯のみ)
- ・ 申請住宅の登記簿謄本または登記完了証の写し
- ・ 住宅の平面図

※その他、申請内容の確認に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

【様式例】

田上町新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金 利子補給金交付申請書(様式第1号)

様式第1号(第7条関係)
田上町新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金交付申請書
平成△△年〇〇月〇〇日

田上町長 佐藤 邦義 様

住 所 田上町大字原ヶ崎新田3070
氏 名 田 上 太 郎 (印)
連帯債務者 田 上 梅 子 (印)

田上町新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金交付要綱に基づく利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、利子補給金の交付決定に必要があるときは、対象住宅に関する資料について調査又は照会することに同意します。

フリガナ	タグミタロウ	生年 月日	昭和××年××月××日
氏 名	田 上 太 郎		
取得住宅 所在地	[〒959-1503] [電話 0256-57-6222] 田上町 大字原ヶ崎新田3070		
勤務先名称	田上商事 [電話 0256-57-0000]		
借入金機関	田上銀行 (本)支店		
借入年月日	平成26年 10月		
住宅の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅(延べ床面積) <input type="checkbox"/> 併用住宅(延べ床面積) (居住部分)		
償還開始年月日	平成26年 10月		

※ 添付書類
(1) 個人住宅取得資金貸付証明書(様式第2号)
(2) 金融機関が発行した年末残高証明書
(3) 住宅資金の償還表の写し
(4) 住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)
(5) 戸籍謄本(新婚世帯のみ)
(6) 申請住宅の登記簿謄本又は登記完了証
(7) 住宅の平面図
(8) その他住宅の取得について確認が必要と思われる書類

様式第1号(第6条関係)
町税等納付(納入)状況確認承諾書
平成△△年〇〇月〇〇日

田上町長 佐藤 邦義 様

申請者 住 所 田上町大字原ヶ崎新田3070
氏 名 田 上 太 郎 (印)
電話番号 0256-57-6222

補助金等名	田上町新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金
担 当 課	総務課

上記の補助金等交付申請に当たり、申請者及びその同一世帯の者の町税等の納付(納入)状況について確認されることを承諾します。

◎納付(納入)状況確認対象者

氏 名	住 所
田上 太郎	田上町大字原ヶ崎新田3070
田上 花子	田上町大字原ヶ崎新田3070
田上 タケ	田上町大字原ヶ崎新田3070

(注) 1. 申請者を含む同一世帯の者(生計を一にする世帯の者)で、学生を除いて記入してください。
2. 必ず自書してください。

町税等納付(納入) 状況確認承諾書

個人住宅取得資金貸付証明書(様式第2号)

様式第2号(第7条関係)
個人住宅取得資金貸付証明書
平成△△年〇〇月××日

金融機関名
田上銀行本店 様

住 所 田上町大字原ヶ崎新田3070
氏 名 田 上 太 郎 (印)
電 話 0256-57-6222

私の個人住宅取得資金に係る下記の事項について証明願います。

貸付番号	No. ■■■■■■■■■■	貸付金額	10,000,000 円
利 率	月利	償還年数	35年 0月
	年利 2.2%		
貸付年月日	平成26年 10月 1日		
償還開始年月日	平成26年 10月 25日		
償還終了年月日	平成61年 9月 25日		
連帯債務者の有無	(有) ・ 無		

※ この証明書は、田上町新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金交付申請書に添付します。

上記のとおり貸付したことを証明します。

平成△△年〇〇月〇〇日

所在地 田上町大字田上△△△△
金融機関名 田上銀行 総務課 印
田上銀行本店

※昨年度交付を受けた方は、継続交付申請書(様式第3号)を提出してください。役場総務課より、別途ご案内いたします。

申請様式は、町総務課で配布いたします。また、町ホームページ(<http://www.town.tagami.niigata.jp/>)からもダウンロードできます。

問い合わせ：役場総務課少子化対策推進係 ☎57-6222

暮らしを磨き 夢を導く田上 ～その先の輝きへ～

10月27日、半年間の策定作業そして度重なる審議を経て、田上町総合戦略策定会議（会長：杉浦新潟経営大学教授）の答申が町長に手渡され、田上町人口ビジョン及び田上町総合戦略が策定されました。

地方創生、人口減少対策の切り札として、国が全ての都道府県、市区町村に策定を求めた「人口ビジョン」と「総合戦略」。そもそも、この2つはどんなものなのでしょう。

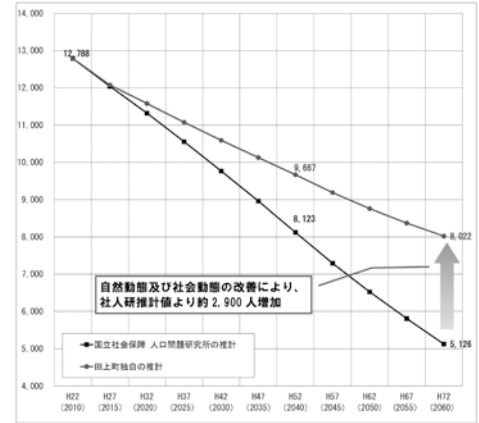
今そして将来を分析した『人口ビジョン』

『人口ビジョン』は、人の「流れ」を分析し、2060年（平成72年）の人口を推計して、その時、町の人口は何人であるべきかという目標を定めるものです。

町は、2060年の人口の目標を『8,022人』と決めました。

これは、2060年に8,022人に「する」のではなく、国の研究機関の推計で約5,000人となる町の人口を8,022人で「食い止める」ということなのです。

田上町には、特徴的な大きな人の「流れ」があります。新潟市、そして、東京圏への人の流出です。これをいかに「食い止める」かが、鍵となります。



『総合戦略』=人口減少に特化した『戦略』

「食い止める」ためには、何をすべきなのか。その方向性を定めたものが『総合戦略』です。

田上町の総合戦略は、町の最上位計画である「第5次総合計画」から、雇用の創出、妊娠・出産・子育てへの支援など、人口減少対策に有効な施策を抽出して策定しています。具体的な施策としては、本田上工業団地への企業誘致、特定不妊治療費助成や各種検診など妊娠・出産・子育てを支援する事業などが盛り込まれています。また、現在の情勢に合わせて、工業団地への企業進出を促すための補助や出会い・結婚へのサポート、そして町自身のプロモーションなどの施策も盛り込んでいます。

人口減少に有効と思われる方法や施策は、全国の都道府県・市町村において、その地域の特性を活かした独自のものからどこでも実施しているものまで、数限りなく取り組んでいます。そのため、必然的に似たようなものになるのなのかもしれません。

しかし、町全体で取り組むときに、町の特性を活かしたやり方を考えて実行する、そのための仕組みを作ることこそが、田上町の独自性が発揮される時なのです。

「町が」ではなく・・・「みんなが」主役!

人口減少に立ち向かうには、「町(役場だけ)が…」ではなく、「町も」そして「みなさんも」一緒になって取り組むことが一番重要です。

田上町の人口ビジョン及び総合戦略の策定には、産業界(産)、行政機関(官)、教育機関(学)、金融機関(金)、労働者・労働団体等(労)そして町民の各代表が集まって審議してきました。また、メディア等(言)からも意見を聞いています。

これからは、産官学働労言、そして、田上町に住む人々それぞれが、できることから取り組んでいかなければなりません。町全体で取り組んでこそ、人口減少を「食い止める」ことができるのです。



地方創生は、一過性であってははいけません。人口減少対策、住み良いまちづくりは、長い期間をかけて取り組んでいくものです。少しずつ、少しずつ、町全体で取り組むことで、田上町全体がきっと輝いてきます。

『暮らしを磨き 夢を導く田上 ～その先の輝きへ～』から

『やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上』（第5次田上町総合計画 まちづくりのテーマ）の実現へ。みなさんも、個人で、地域で、有志で、職場で、できることから取り組んでみませんか。

田上町人口ビジョン及び田上町総合戦略は、ホームページにて公開しています。

<http://www.town.tagami.niigata.jp/adm/adm32.html>

また、来月には田上町人口ビジョン及び総合戦略の概要版をみなさんに配布する予定です。

地域を元気にして未来を輝かせることは、この町に住むみなさんも主役です
「地方創生」についてご意見等、みなさんの「声」をお聞かせください。

問い合わせ：役場総務課少子化少子化対策推進係 ☎57-6222

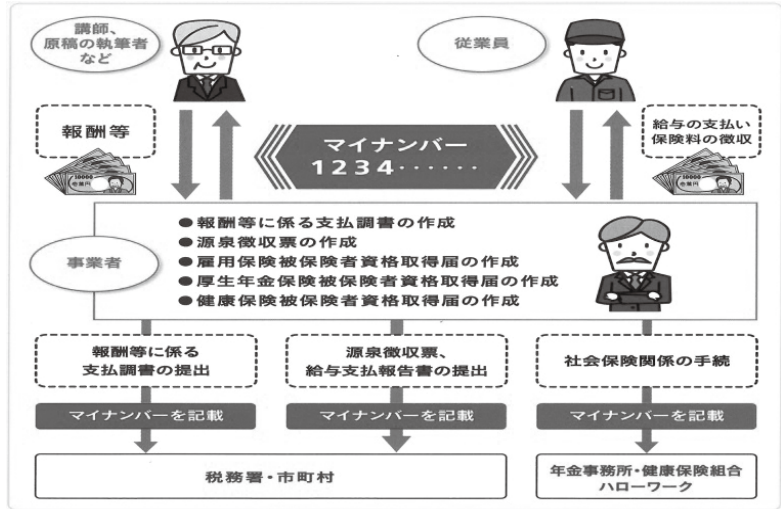
「社会保障・税番号制度」って聞いたことありますか？ では「個人番号」「マイナンバー」は？
聞いたことがある方は、どんなものか知っていますか？



事業者のみなさん、準備は進んでいますか？

民間事業者も「個人番号」を取扱います。

税務署へ提出する書類や、健康保険・雇用保険等に関する書類に記載するため、従業員やその扶養親族、講師などから「個人番号」を取得する必要があります。



個人番号利用にあたっての注意点

- 取得** … 法令で定められた場合だけ！
利用目的を明示し、本人確認を行いましょ。
- 利用・提供** … 税や社会保障に関する手続書類に記載し、役所に提出！
利用目的以外の利用・提供はできません。
- 保管・廃棄** … 保管は必要がある場合だけ！
不要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

まずは確認！

6つの導入 チェックリスト

- 1 マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
- 2 マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- 3 マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる箱や引き出しに保管しましょう。
- 4 ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょ。
- 5 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょ。
- 6 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょ。

町民のみなさんには、11月中旬から
通知カードが配布されます

通知カードが届いたら

- 12桁の個人番号（マイナンバー）は、今後さまざまな分野で必要になります。
失くしたり、汚したりしないよう十分気を付けて、**大切に保管**してください。
- 「個人番号カード」の交付を希望される方は、同封の「個人番号カード交付申請書」により申請してください。

！ 番号制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください！
マイナンバー制度関係で、行政機関等から個人番号や口座番号など電話で聞くことはありません。

問い合わせ：役場町民課 ☎57-6115、役場総務課 ☎57-6222

避難訓練を実施

10月11日(日)、コミュニティセンターで、「山田地区災害避難訓練」が実施されました。山田地区の町民と田上町消防団第3分団など約100人が参加されました。



訓練では、土砂災害等を想定し、自宅からコミュニティセンターまでの避難訓練に始まり、避難所の開設・受付の確認を行いました。

避難訓練終了後には、NPO法人新潟県砂防ボランティア協会の講師による土砂災害の基礎知識についての講演が行われました。

山田地区では、これまで、初期消火訓練、炊き出し訓練、救命救急訓練などを実施してきましたが、避難訓練を行うのは、今回が初めてとなりました。

山田地区 鈴木区長のコメント

当初7月に実施する予定でしたが、参加人数の調整がつかず10月になりました。自主防災組織の活動は、平常時、災害時とも組長さんの役割が重要ですので、協力体制の強化を図っていきたいと考えています。

各地区で防災訓練を行いましょ！

地震・台風・集中豪雨など、災害はいつ襲ってくるか分かりません。大規模な災害が発生した場合には、町や消防・警察などの公的機関だけでは対応できません。

各地区で自主防災組織などを中心に、地域のみなさんの参加のもとで防災訓練を行い、いざという時にはすぐに行動できるよう備えておくことが大切です。

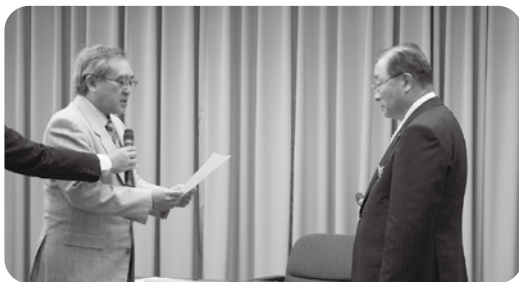


問い合わせ：役場総務課庶務防災係 ☎57-6222

田上町人口ビジョン・田上町総合戦略を策定しました

10月27日、田上町人口ビジョン及び田上町総合戦略が策定されました。(関連記事：4ページ及び町長室の窓)田上町総合戦略策定会議にて、杉浦会長から佐藤町長に答申書が手渡され、半年間の策定作業が完了しました。これからは町だけではなく「産官学勤労」が一体となって取り組んで行かなければなりません。

そんな中、田上町総合戦略に盛り込まれた事業の1つである「子育て応援米支給事業」が、10月24・25日の両日、総合戦略策定に先行する形で実施されました。この事業は、今年入学した1年生への入学のお祝いとして、また、地産地消の推進を目的として、田上産コシヒカリ10kgを配布する事業です。10月24日は田上中学校で、25日は田上・羽生田両小学校で配付を行い、田上小学校で受け取った児童の家族は、「早速、家族みんなでいただきます。とてもよい活動なので、ぜひ今後も続けてください。」と事業に対する感想を聞かせてくれました。



町長へ答申を渡す杉浦会長



地元産のお米をいっぱい食べてね

2ヶ月児学級

町では、平成27年4月より2か月のお子さんを対象に「2か月児学級」を行っております。

この学級では子育ての楽しさや心配事、悩みなどをお母さんたちが共有して、気持ちをリラックスして子育てができるよう応援いたします。

右記の写真は、10月に開催された2か月児学級に参加して頂いたお母さんと赤ちゃんです。

- ①母の名前 ②赤ちゃんの名前・読み方
- ③名前の由来など



- ①牛田 和歌子
- ②貴翔・たける
- ③人より何か一つでもたけるところがあのように。

- ①堀内 真紀子
- ②結翔・ゆいと
- ③人と人との結びつきを大切にして、大きく翔るように育てて欲しい。

今月の認知症サポーター講座



10月12日、原ヶ崎地区で「認知症サポーター養成講座」が開催されました。今回の講座で18名の新たなサポーターが誕生しました。原ヶ崎地区のスローガンは「近所づきあい誰とでも話ができる原ヶ崎」になりました。認知症の方は不安な気持ちの方が多くいらっしゃいます。ご近所の方から日頃声をかけてもらえると安心できますね。

「認知症サポーター養成講座」は、少人数のグループから受講可能です。PTA活動、地域の活動、ご近所、趣味のグループのみなさんで認知症についての正しい知識を学んでみませんか？

詳細については、町地域包括支援センター（☎57-6220）までお問い合わせください。

全国大会出場おめでとう

2015 紀の国わかやま国体

成年男子サッカー

江井 亮太さん (川船河)

「国体は少年男子サッカーでも出場経験があり、今回2回目でしたが、雰囲気がとても良く良い経験をさせてもらいました。」

2015 佐渡国際

トライアスロン大会

国際リレータイプ

善養寺 貴洋さん (川船河)

「一昨年3位入賞、昨年4位入賞、今回3位入賞で3年連続入賞を果たせました。」



善養寺さん



切り方を伝授



おいそうなピンバができました

パパと一緒にごはんづくり

10月4日(日)、男女共同参画事業で、7組16人が、お父さんと一緒にピンバづくりに挑戦しました。普段全く料理をしないお父さんも、今回チャレンジしてみても母さんの大変さを実感していたようでした。参加者からは「今度は子どもと一緒に料理を作ってあげたいと思います。」と感想を語ってくれました。

恒久平和を願い

10月27日、田上町公民館で、町主催の平和祈願式典が開催されました。349名の戦没者への哀悼の意を表し、1分間の黙祷を捧げました。遺族会代表の江平さんは、「今の日本があるのは先人達のおかげであり、戦後生まれが8割を占める今、われわれが戦争の真実を正しく後世に伝えていかなければなりません」と平和を願いました。その後献花を行い、世界の恒久平和を願いました。



グループホーム設置を要望しました



町長に要望書を渡す障がい者支援センター利用者保護者会のみなさん

10月10日、田上町障がい者支援センター利用者保護者会が町長を訪問し、障がいを持つ方たちが田上町で安心して、「特別でない普通の暮らし」ができる事を願っている旨を伝え、障がい者グループホーム設置に向けた要望書を手渡しました。

▼「防火の心を育む」
第39回防火ポスター審査結果
 加茂市・田上町防火管理協会では、火災予防への関心を深めてもらう目的で、管内の小学校4年生以上を対象に防火ポスターを募集しました。
 9月14日に、加茂地域消防署で開催された審査会で、厳正なる審査の結果、応募総数402点の中から48点が入賞されました。
 紙面の都合上、最優秀賞の方のみご紹介いたします。
 ▼4年生の部
 住吉 栞さん（田上小学校）
 ▼5年生の部
 田代莉子さん（田上小学校）
 ▼6年生の部
 高橋 慶さん（石川小学校）
 ▼問い合わせ

INFORMATION
お知らせ
田上町役場
☎57-6222
 (代表電話)

■各課直通電話です。

- 総務課 ☎57-6222
- 地域整備課 ☎57-6223
- 産業振興課 ☎57-6225
- 農業委員会 ☎57-6226
- 町民課 ☎57-6115
- 保健福祉課 ☎57-6112
- 教育委員会 ☎57-6114
- 会計課 ☎57-6116
- 議会事務局 ☎57-6300
- 田上町公民館 ☎57-3114

加茂市・田上町防火管理協会
 ☎52-1770

登記相談を利用されるみなさまへのご案内

新潟地方法務局では、待ち時間をなくし、より効率的な行政サービスができるよう11月から登記申請手続きの説明などの窓口相談を事前予約制といたします。

窓口相談は、土地・建物の名義人または会社・法人の代表者など、原則お客さま自身が「申請人」として手続きをされる場合について承っておりますが、登記申請書等の「作成」や必要書類の「用意」は、お客さま自身で行っていた必要があります。

▼問い合わせ
 新潟地方法務局三条支局
 ☎33-1375

こんな時は、届出が必要です

- ▼建物を取り壊したとき
 ▼年内に未登記家屋を取り壊したときは、翌年度からの税額に影響しますので、「家屋滅失届」に所有者の印を押印して12月中に提出してください。
- ※登記している家屋の滅失登記手続きを法務局で行った場合は必要ありません。
- ▼未登記家屋を名義変更したとき
 ▼未登記家屋の所有者が、売買、贈与、相続等により変更になった場合は、「未登記家屋所有者変更届」を提出してください。
- 届出には、新旧所有者の押印が必要です。
- ※登記してある家屋の所有権移転登記手続きを法務局で行った場合は、「未登記家屋所有者変更届」の提出は必要ありません。以上の届出がなされない場合、次年度も引き続き同じ条件で課税される可能性がありますので、お手数でも12月中に届出をお願いします。
- 届出のあった建物は、現地調査等により確認のうえ、翌年度からの固定資産税の課税対象から除外します。
- ▼固定資産税の納税義務者が亡くなったときは・・・
 納税義務者が亡くなられたときは、その相続人が、納税義務者を受け継ぐこととなります。相続人が複数の場合は、相続人全員の共有財産として相続人が連携して納めていただくこととなります。
- 相続人の代表者が決まった場合は、「相続人代表者指定届」を早急に提出してください。
- ▼届出・問い合わせ
 役場町民課税務係 ☎57-6115

有料広告

水回り、電気のことなら

一級電気工事施工管理技士事務所
 一級管工事施工管理技士事務所



志田電気(株)

TEL 57-2068 FAX 57-2328

有料広告

庭の手入れ・家事の手伝い・その他何でもご相談ください

生活サポートセンター

けあーず



あ!こんなとき
 お電話ください

たけのこたすけ

E-mail: care-s@goo.jp

田上町大字川船河1330-5 tel 0256-57-1055 fax 0256-57-1056

ホームヘルパー 生活援助・身体介護等いたします

平成27年度(平成28年4月採用)田上町職員募集

平成28年4月1日採用の田上町職員を募集します。

- ◆職 種 一般事務職(初級職)
- ◆採用予定人員 若干名
- ◆受験資格 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校を卒業又は平成28年3月31日までに卒業見込みの方。

◆試験の方法

【第1次試験】

- ①試験方法 教養試験、作文試験、事務適正検査
- ②日 時 平成28年1月24日(日) 午前9時開始
- ③会 場 田上町役場

【第2次試験】

第1次試験合格者に対し、面接試験を実施

◆受験手続

- ・受付期間 11月16日(月)～12月1日(火)
- ・提出書類 受験申し込み書及び履歴書、写真5枚

※受験申込書、履歴書の書式は、町ホームページからもダウンロードできます。

- ◆職 種 土木技術職(初級職)

- ◆採用予定人員 若干名

- ◆受験資格 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校において、土木課程を履修し卒業又は平成28年3月31日までに卒業見込みの方。
または、土木施工管理技術士資格(2級以上)を有する方。

◆試験の方法

【第1次試験】

- ①試験方法 教養試験、専門試験(試験内容は高校卒業程度)、事務適正検査
- ②日 時 平成28年1月24日(日) 午前9時開始
- ③会 場 田上町役場

【第2次試験】

第1次試験合格者に対し、面接試験を実施

◆受験手続

- ・受付期間 11月16日(月)～12月1日(火)
- ・提出書類 受験申し込み書及び履歴書、写真5枚

※受験申込書、履歴書の書式は、町ホームページからもダウンロードできます。

受験申込書請求・提出・問い合わせ：役場総務課 ☎57-6222

三条地域水道用水供給企業団職員募集(平成28年4月採用)

●事務職員及び技術職員

◆受験資格

- ・昭和55年4月2日以降生まれで、高等学校を卒業した方、または平成28年3月31日までに卒業見込みの方。
- ・普通自動車運転免許を有する方。(取得見込み含む)
- ・通勤時間が概ね60分以内の方。

- ◆採用予定人員 若干名

- ◆試験日 平成28年1月17日(日) ※第2次試験は平成28年1月下旬を予定

- ◆資料請求 採用試験案内、受験申込書は三条地域水道用水供給企業団にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

- ◆申込期間 12月1日(火)～12月21日(月)

申込・問い合わせ：三条地域水道用水供給企業団庶務会計係 ☎47-2201

有料広告



街場の秘境

鯉料理・山菜料理
十割そば(手打ち)

電徳泉

五泉市刈羽乙1360 大沢峠・鍾乳洞近く
☎0256-57-2971

有料広告

電気・水道・ガス工事、リフォーム等
なんでもお気軽にご相談ください♪

電気・上下水道給排水・ガス・浄化槽・IT・家電

 (有)滝沢電気商会

田上町大字田上丙 1360(湯田上)
☎57-2361 FAX57-5071

第2回「頑張る田上人」募集

田上町商工会では、昨年度、「頑張る田上人」認定制度を創設しました。

これは、地域事業の振興や町の産業、文化芸術の発展など、町の活性化に寄与し、町内外で幅広く活躍しつつ、田上町を応援する人、企業・団体などを、幅広く募集し、「頑張る田上人」として認定、応援するものです。

田上町のために頑張っている人、社会貢献や田上町の発展に寄与し、現在の活躍はもとより、その活躍が将来的にも継続して見込まれる個人や企業、団体を募集します。自薦、他薦を問いません。

推薦にあたっては、田上町商工会窓口で配布の「頑張る田上人」候補者推薦書にご記入の上、商工会へ提出してください。認定された方につきましては、田上町の小中学校における総合学習の時間で、生徒児童を対象とした講演をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

▽応募締切 12月10日(木)
▽認定方法 「頑張る田上人認定委員会」の選考を経て認定

します。

▽発表・授与式 1月開催の商工会祝賀交歓会にて発表し、認定証の授与を行う予定です。
※応募についての詳細はお問い合わせください。

▽問い合わせ
田上町商工会

☎57-2291

無料法律相談

商工会では弁護士による個別の法律相談会を開催します。(秘密厳守)相談は予約制です。お気軽にお問い合わせください。

▽日時 12月9日(水)

午前10時〜正午
▽会場 田上町商工会

▽問い合わせ

田上町商工会

☎57-2291

平成27年分青色決算説明会

三条税務署では、青色申告をされる個人事業主の方を対象に、決算説明会を次のとおり開催します。

▽対象 事業所得者

▽日時 12月14日(月)

午前10時〜正午

午後1時30分〜3時30分

▽会場 燕三条地場産センター

※講師は、税務署が依頼した税理士が行います。

※午前と午後は、同一の説明内容ですので、どちらにも出席いただいても結構です。

※説明会で使用する資料は、当日配布しますので、申し込み不要です。

▽問い合わせ

三条税務署

☎32-6213

農業用軽油取引税

免税証の交付申請について

農業用軽油取引税免税証を農家の方が交付申請される場合は、販売店(農業協同組合、石油販売業者等)から関係農家分をとりまとめて一括交付申請することができます。平成28年分の免税証の交付を希望される農家の方は、販売店での申請手続きをお願いいたします。

▽申請期限 12月11日(金)

▽申請場所 各販売店(農業協同組合、石油販売業者等)

▽必要書類

・免税証交付申請書(販売店で一括)
・耕作面積証明書(農業委員会で交付)

・その他(免税軽油使用者証交

付申請書、印鑑など)

※農業用免税軽油使用者証の新規交付および更新となる方は、申請時に手数料として450円分の新潟県収入証紙が必要です。

▽その他 軽油引取税における免税軽油の特例措置は平成30年3月31日まで延長されることになりました。

▽問い合わせ

県三条地域振興局県税部

☎36-2385

「こ存じですか」

「建設リサイクル」

建設リサイクル法が平成14年に施行され、コンクリートや木材、アスファルトなど再生資源として利用できる特定の建設廃棄物は「分別解体」と「リサイクル」が義務付けられました。建設産業では発注者及び受注者が一体となって建設資材のリサイクルに積極的に取り組んでいます。

▽問い合わせ

北陸地方建設

副産物対策連絡協議会

☎025-280-8880

有料広告募集中!

ぜひ、PRの場に活用してみませんか?

町の広報媒体を活用して大きな宣伝効果が期待できます。広報きずな・ホームページに掲載する広告を募集中です!

〔掲載料〕 町内3,000円(1枠1か月)

町外5,000円(1枠1か月)

申込・問い合わせ:役場総務課企画財政係 ☎57-6222

有料広告

有料広告

オール電化 高気密・高断熱
自然素材で健康住宅
太陽光発電で光熱費0円



新築・リフォーム
アイムホーム 渡辺建築

E-mail: info@imhome-watanabe.com HP: imhome-watanabe.com
田上町羽生田乙 148-52 TEL 0256-57-6053

1人でも雇ったら、労働保険に必ず加入し雇ったら入る。人も会社も守るために

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、農林水産業の一部の事業を除き、労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に必ず加入しなければなりません。「労災保険」は、業務上または、通勤途上に被った災害による負傷、疾病または死亡に対する補償として労働者・遺族に所定の保険給付を行う制度です。

「雇用保険」は、労働者の失業時の生活の安定または再就職の支援のための保険給付を行う制度で、保険給付のほかに雇用の確保・安定のため事業主に対して助成を行う制度もあります。また、労働保険の加入手続きを行うっていない事業主は、管轄の労働基準監督署またはハローワークで加入手続きをとられるようお願いいたします。ご不明な点はお問い合わせください。

お問い合わせ
新潟労働局労働保険徴収課
☎025-288-3502
ハローワーク三条
☎38-5431

「里親」になりませんか
温かい家庭を必要としている子どもたちがいます

様々な事情により家庭で生活できない子どもたちがいます。子どもたちを家庭の一員として迎え入れ、愛情を持って心身の成長を支えてくれる「里親」を求めています。里親になるには一定の要件があります。詳しくは、中央児童相談所までお問い合わせください。

お問い合わせ
県中央児童相談所
☎025-381-1111

障害児・者
相談支援フォーラム

三条地域震央局健康福祉環境部では、地域で障がいのある人となない人がともに暮らし、ともに働く社会の構築に向け、障害児・者相談支援フォーラムを開催します。

今年「障がい者雇用に対する企業の理解と支援」ともに働き、ともに生きる」をテーマに、障がい者雇用について企業からの講演や相談支援事業所の紹介等を行います。
▽日時 12月12日(土)

午後2時〜4時45分
▽会場 燕市文化会館
※入場無料
▽内容
・相談支援事業所紹介
・講演等

申込・問い合わせ 県三条地域振興局健康福祉環境部
☎36-2232

シニア世代に
ほっとサービス応援団
目印はこのマークのお店!



9月21日から、「ほっとサービス・ホットタウン事業」がスタートしました。

この事業は、高齢者が元気に暮らせる地域づくりを目指して、新潟県生活衛生同業組合に加盟している生活業のお店が連携し、シニア世代(65歳以上)の外出促進と生活サポートに関わる多様なサービスを提供するものです。ぜひ、参加各店のすてきなサービス・すてきなひと時をご体験

ください。詳しくは、「ほっとサービス応援団」で検索を! ※参加各店でサービスが異なりますので、お店の方にご確認ください。

お問い合わせ 新潟県生活衛生営業指導センター
☎025-285-2540



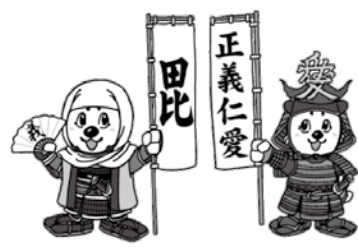
「標準営業約款制度」
〈Sマーク〉を「存じですか」

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護の制度です。厚生労働大臣許可の約款に従って営業する事を登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭にSマークを掲げています。登録店は、安心・安全・衛生・を約束する信頼できるお店です。

詳しくは、新潟県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせください。
お問い合わせ 新潟県生活衛生営業指導センター
☎025-285-2540

1月18日は
「118番の日」です

海の「もしも」は118番



118番は、海上保安庁の緊急通報用電話番号です。海上における事件・事故など次のような場合に通報してください。
・艱難や人身事故に遭遇した、または目撃した。
・油の排出等を発見した。
・見慣れない船、不審な船を発見した。

・密航・密輸事件等の情報を得た。
※「いつ」「どこで」「なにがあった」などを簡潔に落ち着いて通報してください。

お問い合わせ
第九管区海上保安本部総務課
☎025-285-2540

放射線測定結果をお知らせします

■測定結果(通常の範囲内でした)

測定日時 10月16日	測定場所	天候	測定結果(マイクロシーベルト/毎時) 通常の測定範囲内(0.016~0.16マイクロシーベルト/毎時)			
				今月	先月	
14時30分~	田上町役場	晴れ	駐車場	地上1m	0.074	0.080
				地上50cm	0.068	0.080
				地上10cm	0.072	0.076
				側溝 底面10cm	0.080	0.080

問い合わせ：役場総務課庶務防災係 ☎57-6222

地域包括だより ③⑥

「在宅医療」の推進について⑥「医師の診察について」

加齢や疾病により通院が困難なために在宅医療を受けたい場合は、かかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医が在宅医療をできない場合は、在宅医療を行う診療所等を紹介してもらうことができます。

かかりつけ医がいなかったり、在宅医療ができる診療所等がわからない場合は、町地域包括支援センターに相談しましょう。現在入院中の場合は、入院先の医師、看護師、病院の医療相談員などに相談してみましよう。病

院の相談員が、在宅医の紹介や病院の主治医との連携についてアドバイスしてくれます。

在宅医療の中心は、訪問診療を行うかかりつけ医です。どのような医療生活を希望するのか、かかりつけ医とよく相談することがとても大切です。

在宅医療について、ご不明な点がございましたら、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

問い合わせ：町地域包括支援センター ☎57-6220

小規模多機能型居宅介護サービス普及促進セミナー

地域包括ケアシステムを支える～住み慣れた地域で暮らし続けるために～

・思いや願いを大切にします ・その人らしい「生き方」「暮らしの方」の実現 ・24時間、365日の安心

【日時】11月26日(木) 午後2時～4時30分

【会場】燕三条地場産業振興センター リサーチコア 6階研修室

主催：新潟県小規模多機能型居宅介護事業者協議会 共催：新潟県

【プログラム】「小規模多機能型サービスの実際と課題」、「小規模多機能型サテライトの実際と課題」、「看護小規模多機能サービスの実際と課題」

※参加費無料

問い合わせ：新潟県小規模多機能型居宅介護事業者協議会事務局 ☎025-257-7141

椿寿荘イベントだより

11.15 日 2015

秋のお茶会 ちんじゅそう

紅葉が見頃です！
椿寿荘の名庭を眺めながら
秋の香りをお楽しみください。

時間/10:00～15:00
料金/800円税(お茶・お菓子付き)

～11.30 月 2015

椿寿荘ランチ 椿

秋の椿寿荘ランチ、好評開催中！
名庭を眺めながら、くつろぎのひとときを。

要予約
料金/2,400円税



豪農の館 椿寿荘(ちんじゅそう) ★椿寿荘のイベント案内はブログでチェック！ 椿寿荘便り 検索
〒959-1502 新潟県南蒲原郡田上町大字田上2402 無料駐車場有り tel/0256・57・2040 fax/0256・47・1003

今年度、町では2つのプロジェクトの策定に取り組んできました。1つ目は、田上町総合戦略、もう1つは、(仮)地域交流会館と道の駅建設計画、原ヶ崎交流センターの整備の策定です。

一、田上町総合戦略

全国の地方自治体は、平成26年に制定された、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「田上町人口ビジョン」および、「田上町まち・ひと・しごと総合戦略(地方版総合戦略)」を策定しています。

田上町では、係長級の職員による「田上町総合戦略策定検討委員会」を作り、課長級職員による「田上町総合戦略策定委員会」を設置して基礎を築いてきました。これらの素案をもとに、一般公募4名を含めた総勢15名による、田上町総合戦略策定会議(会長は新潟経営大学杉浦教授)を組織し、田上町地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定しました。

国が示す人口ビジョンの目標年は、平成72年(2060年)としています。田上町においては、平成22年の人口1万2791人を基準として、平成72年までの

町長室の窓から

やさしさと豊かさで キラリと輝くまち田上(その164)

町の2大プロジェクト

田上町長 佐藤 邦義

50年を対象期間としています。田上町の人口推移は、国立社会保障人口問題研究所の将来推計では、平成52年(2040年)には、8125人まで減少すると推計されています。

二、道の駅の建設

この人口減少の波をどこで歯止めをかけるか、そのための施策を平成27年度から31年度までの5年間の目標や施策の方向性、具体的な事業を策定しなければなりません。これが、田上町総合戦略となります。この町の総合戦略は、国の総合戦略や、新潟県地方創生総合戦略などを勘案しつつ、町の第5次総合計画との整合性を保たなければならぬとされています。その上、実践した事業の効果を検討し、改善を図るPDCAを確立

することになっています。具体的な事業については次回以降に説明することにします。

公民館の機能を持った施設として早急に建設してほしいという町民の皆さんの強い要望でした。会館が少なくないという要望や文化協会のサークルなど町民の文化活動の発表の場として、広いホールが必要という要望にも応えるものです。また、図書室の充実も懸案事項であり、中学生の要望として、学習の場が必要という声が強かったです。図書室は、現在の原ヶ崎交流センターに移設することにしました。現在、原ヶ崎交流センターでは、小学生の学童保育を土曜日や学校の長期休暇等の期間に実施しています。原ヶ崎交流センターは、基本的には青少年の学習の場として考えてきました。

今回の(仮)地域交流会館の建設、原ヶ崎交流センターの整備構想の中で、学生や一般の方が利用する学習室が必要となり、一部増築したいと考えています。このように原ヶ崎交流センターは、(仮)地域交流会館の「動」(にぎわいの場)のコンセプトに対して、「静」(学びの場)としました。

国の地方創生の構想の中で、地方のコンパクトシティー構想は、目玉の一つとなっています。この構想は2つの拠点を中心にまちづくりを進めるものです。

現在、国道403号バイパス工事が進んでいます。新潟市までの整備促進の進捗状況に合わせ進めていきたいと考えています。平成30年の前半に完成するようにバイパス工事が進んでいますので、「道の駅」もほぼ同年頃に完成が可能と考えています。

当初「道の駅」は、国が整備するものとして捉えられていたものが、最近では、市町村が主体となって建設するところもあります。田上町としては、主な施設である休憩所、情報発信室そしてトイレ等の建設を国・県が実施するものです。この事を国・県に要望していきたいと考えています。

(仮)地域交流会館、役場庁舎、保健福祉センター等町の中心的な施設を含めた全国的にも珍しい「道の駅」そしてこれからのまちづくりの拠点になることで他の「道の駅」とは区別を図って行きたいと考えています。

将来的には、(仮)地域交流会館、「道の駅」を中心とした町民の買物の場所の拠点にもなっていくものと考えています。先日、商工会では、自主的に組合を結成する方向で動いているようですが、ぜひ農業生産者の方々も参加したオール田上で、直売所も含め「まちづくり」に参加していただきたいと思っています。

暮らしのカレンダー

11/16～12/15

月	日	曜日	内 容	時 間	場 所	
11	16	月	心と体の相談会	9:00～11:30	保健福祉センター	
	17	火				
	18	水	育児相談会 機能訓練	9:00～11:30 10:00～15:00	子育て支援センター 保健福祉センター	
	19	木	補聴器相談(リオン)	10:00～10:30	役場	
	20	金	3歳児健診(平成24年9～10月生まれ) 2歳6ヶ月児歯科健診(平成25年3～4月生まれ)	12:45～13:15 12:50～13:20	保健福祉センター 保健福祉センター	
	21	土				
	22	日	【休日診療当番医】星野内科医院(川船河) ☎41-4141 〈時間〉9:00～17:00			
	23	月	勤労感謝の日 【休日診療当番医】小池内科消化器科クリニック(加茂市仲町) ☎53-3355 〈時間〉9:00～17:00			
			歯科相談会 献血	9:00～12:00 9:30～11:30、 13:30～15:00	保健福祉センター 保健福祉センター	
	24	火	1歳6ヶ月児健診(平成26年3～4月生まれ) 2歳児歯科健診(平成25年9～10月生まれ)	12:45～13:15 12:50～13:20	保健福祉センター 保健福祉センター	
	25	水				
	26	木	補聴器相談(リオン)	10:00～10:30	役場	
	27	金	乳児健診(平成27年7月生まれ)	12:50～13:20	保健福祉センター	
	28	土				
29	日	【休日診療当番医】吉田内科医院(加茂市柳町) ☎57-7511 〈時間〉9:00～17:00				
30	月					
12	1	火				
	2	水	機能訓練	10:00～15:00	保健福祉センター	
	3	木	補聴器相談(リオン) 育児学級(平成27年5～6月生まれ)	10:00～10:30 13:00～13:30	役場 保健福祉センター	
	4	金	10ヶ月すくすく学級(平成27年1～2月生まれ) 元気はつらつ教室	9:30～10:00 13:30～15:30	保健福祉センター 保健福祉センター	
	5	土				
	6	日	【休日診療当番医】わたなべ医院(加茂市栄町) ☎53-3850 〈時間〉9:00～17:00			
	7	月	心と体の相談会 育児相談会	9:00～11:30 9:00～11:30	保健福祉センター 子育て支援センター	
	8	火	湯っ多里館休館日			
	9	水	糖尿病教室	8:15～11:00	保健福祉センター	
	10	木	補聴器相談(リオン) 事後指導会	10:00～10:30 13:15～15:00	役場 保健福祉センター	
	11	金	元気はつらつ教室	13:30～15:30	保健福祉センター	
	12	土	両親学級(平成28年3～4月出産予定者)	9:00～9:30	保健福祉センター	
	13	日	【休日診療当番医】中村医院(加茂市五番町) ☎52-0095 〈時間〉9:00～17:00			
	14	月				
	15	火				

※【夜間・休日急患診療】県央医師会応急診療所(三条市興野) ☎32-0909
※「心と体の相談会」は3日前までにご連絡ください。(役場保健福祉課 ☎57-6112)

税理士会無料税務相談

- ◇日時 11月18日(水)、12月2日(水)
午前10時～正午
- ◇会場 関東信越税理士会三条支部事務所
- ※相談日前日までに電話にてご予約ください。
- ◆申込・問い合わせ：
関東信越税理士会三条支部事務所 ☎33-0380

「行政への要望」と「暮らし」の電話相談

- 行政機関への手続き、サービスについての要望はもちろん、相続などの暮らしの困りごとについてもお気軽に相談ください。
- ◇日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
- ◆相談・問い合わせ：総務省行政相談委員
善養寺貴洋 ☎57-3988

絵本の読み聞かせ会のご案内

- ◇日時 12月12日(土) 午前11時～11時30分
- ◇会場 原ヶ崎交流センター
- ◇対象 幼児～小学生 ※参加費無料
- ◆問い合わせ：たがみサニープレイス
古川 ☎53-3473

行政書士による行政手続・相続等に関する無料電話相談

- ◇日時 11月21日(土)、28日(土)
午後2時30分～4時30分
- ◆申込・問い合わせ：大塚行政書士事務所
行政書士 大塚義行 ☎57-4090

自動車事故等による 重度後遺障がい者に対する支援について

NASVA(自動車対策機構)では、自動車事故被害者の方への支援制度を行っています。

【重度後遺障がい者に介護料を支給】

自動車事故により、重度の後遺障害が残り、常時または随時の介護を必要とする方に介護料が支給されます。支給金額は、障害の程度に応じて月額で支給します。

【交通遺児等の育成資金の貸付】

自動車事故で亡くなられたり、重度後遺障害が残った場合に、その家庭のお子さんを対象に無利子で育成資金が借りられます。

詳細は、お問い合わせください。

- ◆問い合わせ：独立行政法人自動車事故対策機構
新潟主管支所 ☎025-283-1141

第228回 16ミリ映写会

子ども向け作品はもちろん、年配の方向けの作品も上映します。誰でも参加OKですので、ぜひご来場ください。

- ◇日時 11月28日(土) 午後2時～4時
- ◇会場 田上町公民館 ※入場無料
- ◇内容 「きょうだい」

(佐渡を舞台に、兄弟の葛藤と愛)
「アニメでわかるインフルエンザ」
(インフルエンザから自分を守る仕組み、予防法)
「アラジンとまほうのランプの交通安全」
(アラジンと魔法のランプのキャラクターが道路の歩き方、信号のない横断歩道の渡り方、交通標識の意味などを紹介)ほか全6作品

- ◆問い合わせ：相田良夫 ☎57-5086

俳句 (敬称略、順不同)

老夫としばしたたぶむ実むらさき
しなやかに秋桜ゆらす赤とんぼ
刈り終えた空田の平野秋惜しむ
秋の夜河原すすきに虫の声
豊かさは我れに能わず秋刀魚食ふ

本田上 鶴巻新一路
湯川 阿部 聆子
本田上 小柳 恒子
清水沢 近藤 健一
上野 吉田 賢三

短歌 (敬称略、順不同)

金木犀の香る秋なか虫の音もいつそうにぎやかかわびしさもつれ

湯川 阿部 聆子

秋月や心を奪られ庭石に澄んだお姿自然に両手

本田上 小柳 恒子

川柳 (敬称略、順不同)

仕事より一休み時回増して
子は仕事妻と二人で昼の飯
好きな囲碁八十路生き抜く糧となる
豊年や静かに聞こゆ笛太鼓
敬老日何時まで保つか芸一つ

湯川 阿部 聆子
山田 加藤 山里
羽生田 岡田 尚久
清水沢 近藤 健一
清水沢 坂内 昇甫

戸籍の窓

こせきのまど

9/26~10/25届出分、敬称略

ご結婚おめでとう

上吉田 宮口 兼斗・瑞希 (渡邊)

赤ちゃん誕生

中 店 渡辺 ^{しゅん} 旬 (翔太・佑衣子)

川船河 入倉 ^{あきと} 秋燈 (蒼・ゆりあ)

下吉田 坂上 ^{まさむね} 雅宗 (宗弘・麻衣子)

川船河 木村 ^{みひろ} 心洗 (一馬・ひかり)

中 店 丸山 ^{たつや} 達也 (英也・さいこ)

お く や み

清水沢 馬場 三郎 (91)

清水沢 熊倉 マキ (92)

羽生田 小林 清子 (83)

湯 川 吉澤 亮 (76)

本田上 渡邊 喜一 (66)

中 店 長谷川スイ (82)

清水沢 永井 綾乃 (36)

※掲載希望の有無を役場町民課(総合受付)へお申し出ください。

自衛官採用試験

防衛省自衛隊では、来年3、4月に採用する自衛官の採用試験を行います。

◇募集する内容

自衛官候補生「任期制自衛官」(陸上・海上・航空)

◇応募資格 18歳以上27歳未満の男子

◇試験日 12月5日(土)、6日(日)、
平成28年1月30日(土)、31日(日)、
2月13日(土)、14日(日)

◇受付期間 11月14日(土)から2月1日(月)まで

◆申込・問い合わせ:

自衛隊新潟地方協力本部加茂地域事務所

☎52-5222

携帯電話へのメール配信サービス

毎月1日・16日は行政情報、緊急性の高い情報(緊急情報、不審者情報)は随時配信。また、季節に応じて除雪情報なども情報提供します。下記メールアドレスに空メールを送り、登録画面から欲しい情報を選択してください。

※氏名、年代、性別、居住地は必須ではありませんが、差し支えなければご回答ください。(今後の配信サービスの内容向上に役立てます。)

「p-tagami@b.bme.jp」

※登録無料。

ただし、別途通信料がかかります。

「b.bme.jp」・「tagami.ed.jp」をドメイン指定してください。



QRコードからでもメールアドレスを取得できます。

問い合わせ: 役場総務課 ☎57-6222

田上の学校

明治期の学校②

当時は、単独村で設立困難なところでは近接町村と合同して、組合を作るところも出てきた。

明治23年10月7日発令の「小学校令」27条に「郡長ハ一町村の資力其町ニ相当スヘキ尋常小学校設置ノ負担ニ堪エズト認識スル場合ニ於テハ其町村ヲシテ尋常小学校設置ノ為他ノ町村ト学校組合ヲ設ケシメ及其学校組合ニオイテ設置スヘキ尋常小学校ノ校数並ニ位置ヲ定ムヘシ」とある。

授業料については、明治32年5月8日の田上村議会に提出された、田上小学校の授業料の規定があるので紹介する。

田上校授業料徴集規定案

第一条 本村小学生徒保護者ハ左ノ別ニ從ヒ授業料ヲ納ムヘシ。

尋常科(無料)

一 町村住人 学生一人二付 一ヶ月金七銭

高等科

一 本村住人 所有地価二百円以下 学生一人二付一ヶ月金五銭

一 本村住人 所有地価千円以下 学生一人二付一ヶ月金拾銭

一 本村住人 所有地価千円以上 学生一人二付一ヶ月金拾五銭

一 教育ヲ委託セル他町村住人 学生一人二付一ヶ月金二拾五銭

一 教育ヲ委託セル他町村住人 学生一人二付一ヶ月金四十五銭

第二条 授業料ハ毎月五日限り其付分ヲ納ムヘシ

第三条 所有地価ハ保護者及其家族ノ分ヲ合算ス

第四条 保護者ハ一校ニ、二人以上ヲ入学セシメルトキハ一人ハ全額ヲ徴シ余ハ半額ヲ徴ス

第五条 本規定ハ明治三十二年六月ヨリ施行シ全二從前ノ規定ヲ廢ス

なお、明治33年8月20日に小学校令が改正された。「市町村立小学校教育費国庫補助法」が制定され、授業料は徴収しないことになったので、その直前の金額である。

小学校令改正(抄)

明治33年8月10日 勅令第344号

第五十七条 市町村立尋常小学校ニ於テハ授業料ヲ徴集スルコトヲ得ス但シ補習料ハ此ノ限りニテアラズ

特別ノ事情アルトキハ府県知事ノ認可ヲウケ市町村立尋常小学校ニ於テ授業料ヲ徴集スルコトヲ得。

第五十八条 市町村立小学校ノ授業料ハ市町村、町村学校組合又ハ其ノ区ノ収入トス

第五十九条 授業料ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

投稿: 吉沢和平 (上野)



地域の人から学ぶ

田上中学校の3年生では、総合的な学習の時間で、地域で働く人から話を聞き、様々な職業の話に触れることにより、職業に対する興味、関心を高める授業を行っています。9月30日から全5回の予定で、「頑張る田上人」の認定者から講演をしてもらっています。

第1回目は、技能グランプリ「壁装」の部で厚生労働大臣賞を受賞した佐藤美希さんが講演台に立ち、「広い視野で物事を考えて、様々な角度から職業観を磨いていきましょう」と3年生にエールを送りました。

■投稿記事あて先/〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田3070番地
田上町役場総務課 ☎57-6222
メールアドレス t2222@town.tagami.niigata.jp

子育て応援

お手軽野菜レシピ ⑧



新しいレシピにも挑戦してみよう！
うめ子より

田上レンジャー
(田上町食育推進キャラクター)

中店地区食推のおすすめレシピ

身近な食材の、じゃが芋や鯖缶を上手に使った炒め物と、塩昆布を使った和え物を紹介します。お子さんにも食べやすく、おいしくできる簡単レシピです。



ピーマンの塩昆布和え

じゃが芋と鯖缶のカレー炒め



★じゃが芋と鯖缶のカレー炒め

材料 (6人分)

じゃが芋…2～3個(300g) 鯖水煮缶…1缶
にんじん…1/2本(60g) 万能ねぎ…1～2本
調味料
油…小さじ2 塩…小さじ1/5
コショウ…少々 カレー粉…小さじ1

作り方

- ①じゃが芋とにんじんは皮をむき、せん切りにする。切ったじゃが芋は水にさらし、ざるにとって水気を切る。
- ②フライパンに油を入れ、じゃが芋とにんじんを炒め、歯ごたえが残っているうちに鯖缶を汁ごと入れる。塩、コショウ、カレー粉で味をつけ、さっくりと炒め、最後に万能ねぎを加える。

《ポイント》

※鯖缶にも塩分があるので、風味付けにカレー粉を使うと、塩分を控えてもおいしいです。

★ピーマンの塩昆布和え

材料 (作りやすい分量)

ピーマン…6個(180g)
塩昆布…大さじ1(7g) 白ごま…適量

作り方

- ①ピーマンは縦半分に切ってからヘタと種を取り、繊維を断ち切るように横にして細切りにする。
- ②鍋にお湯を沸かし、沸騰したところにピーマンを入れ、さつと茹でザルにあげる。水気をよくきって、熱いうちにボウルに入れ、塩昆布とあえ、ごまをかける。

《ポイント》

- ※ピーマンは茹でると苦みが和らぎ、子どもも食べやすくなる。
- ※ピーマンの他に、キャベツや白菜、ゴマ油で炒めたにんじんなどいろいろな野菜に応用できます。

★食生活改善推進員紹介コーナー

中店地区は11名の食推が、町の食推研修会の伝達活動や地区のもちつき大会、芋煮会などの機会を通して、地域の皆さんに「食事と健康の大切さ」を伝える食育活動をがんばっています。

みんなで取り組もう! 田上の食育 役場保健福祉課 ☎57-6112

町の人口 (10月31日現在)

↑ 世帯数	4,157	世帯
(前月比)	±0	
↓ 人口	12,353	人
(前月比)	-12	



町の木 サクラ



町の花 アジサイ

今月の納税

◆国民健康保険税 8期

※納税は便利な口座振替がおすすめです!

【担当のコーナー】頑張る田上人の佐藤さんの講演会では、壁紙の貼り付けの実演を行ってくれました。二十歳から内装業を始め、20年以上の職歴を持つ佐藤さんの製品は、つぎはぎの部分を見つけることが困難なくらい、ぴったりと揃っていました。厚生労働大臣賞受賞の職人技に感激しました。

